

空き家問題の解消に向けた総合的な対策を求める意見書

総務省が実施する住宅・土地統計調査によると、昭和43年に全国で総住宅数が総世帯数を上回って以降、総住宅数は総世帯数の増加を上回る増加を続けている。特に空き家のうち、長期にわたって人が居住していない空き家は、平成20年の調査結果では、全国で268万戸に上り、総住宅数に占める割合は5パーセントに達しようとしている。

また、少子化によって我が国の人口が減少を続けることにより、今後、世帯数も減少に転じることが予測されており、空き家の増加は、将来的にさらに加速することが見込まれる。

人が長期間居住せず、十分な維持管理が行われないうまま放置された空き家については、老朽化の進行が著しく、廃屋となった住宅も見受けられ、台風等の強風時には屋根や外壁等が周囲に飛散し人的被害をもたらすこと、また「東海・東南海・南海」三連動地震の発生時には、倒壊によって避難路を閉塞し、被害を拡大させる恐れがあること等、防災上、大きな課題となっている。加えて、日常、十分な管理がなされていないことから、火災や防犯、衛生といった観点からも問題を抱えている。

建築基準法や消防法において、危険な物件については所有者、管理者等に除却その他の措置を命令することが可能であり、履行されない場合は行政代執行法に基づき措置を行うことができると規定されているものの、少子・高齢化という社会的な要因によって増加し続ける空き家に対して、現行の施策体系では、大きな効果を期待することは難しいといわざるを得ない。

よって国においては、老朽化して危険な空き家の除却及び活用可能な空き家の再利用を促進するため、所有者、取得者及び地方公共団体の財政負担の軽減を図るとともに、所有者による適正管理の義務化や地方公共団体による指導等の権限強化を図るなど、補助事業や税制の拡充をはじめ、関係法令の改正も含めた総合的な施策体系を確立するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

徳島県議会議長 榎 本 孝